

## 平成 29 年度スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会 県本部コース 開催要項

### 1. 目的

本講習会は、「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するためのスポーツ指導者をサポートする「スポーツリーダー」養成を目的として、都道府県スポーツ少年団と共催により開催する。

併せて本講習会は、「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき、地域・市区町村においてスポーツ少年団の育成・指導にあたる「スポーツ少年団認定員」養成講習会を兼ねる。

### 2. 主催

公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団  
公益財団法人千葉県体育協会 千葉県スポーツ少年団

### 3. 後援

スポーツ庁

### 4. 会場

千葉県総合スポーツセンタースポーツ科学センター2階第1研修室※案内図別添  
〒263-0011 千葉県千葉市稲毛区天台町 323 TEL 043-254-0023

### 5. 期日

平成 29 年 10 月 14 日（土）・15 日（日）※日程表添付  
※検定試験は 2 日目の最終に実施する。

### 6. 参加条件（対象者）

- (1) スポーツ少年団に指導者登録している者
- (2) 本年度もしくは次年度にスポーツ少年団の指導者登録が見込まれる者

### 7. 参加人数

150 名（超えた場合は実施団体において調整する。）

※定員を超えた場合は、今年度登録指導者及び有資格指導者が 1 名以下の単位団指導者を優先して調整予定。

### 8. 参加申込

市町村スポーツ少年団事務局でとりまとめ、必要事項を添えて申し込むこと。

- (1) 提出書類 参加申込書及び登録システムより出力した登録内容確認用紙と指導者名簿
- (2) 提出期限 **平成 29 年 9 月 29 日（金）必着**
- (3) 申し込み先 千葉県体育協会千葉県スポーツ少年団  
〒263-0011 千葉県千葉市稲毛区天台町 323  
TEL : 043-254-0023 FAX : 043-254-0990

### 9. 参加料

1 人講習会費 2,160 円+教材費 1,080 円=3,240 円

市町村スポーツ少年団が参加申込人数分をとりまとめ、参加締め切り後に、県本部に講習会実施の確認をしてから振込をする。

振込先 千葉銀行 あやめ台特別出張所 普通 No.1118384  
名義 公益財団法人千葉県体育協会  
千葉県スポーツ少年団会計 理事長 大野敬三

## 10. 養成科目および実施方法

### (1) 養成科目

	科目 (内容)	集合講習	自宅学習	計
1	スポーツ少年団の理念とその意義	1.0		1.0
2	スポーツ少年団の組織と運営	1.0		1.0
3	運動衛生テスト	1.5		1.5
4	指導者の役割Ⅰ	2.0	3.0	5.0
5	文化としてのスポーツ	1.0	2.25	3.25
6	トレーニング論	1.0	2.25	3.25
7	スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅰ	2.0	4.5	6.5
8	スポーツと栄養	1.0	1.5	2.5
9	指導計画と安全管理	1.0	2.25	3.25
10	ジュニア期のスポーツ	2.0	3.0	5.0
11	地域におけるスポーツ振興	0.5	2.25	2.75
	合計	14.0	21.0	35.0

### (2) 実施方法

1 コースにつき、11 科目 14 時間の集合講習と自宅学習 (21 時間) を実施する。

## 11. 教材

公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団が発行。

- (1) 『スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成テキスト』
- (2) 『スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成ワークブック』

※テキストおよびワークブックは、各 1 部で 1 セットとし、定価 1,080 円 (税込)

## 12. 検定試験

集合講習終了後に、検定試験を実施する。

## 13. 参加料

1 人 2,160 円

## 14. 資格認定

- (1) 本講習会の全課程を修了し、検定試験に合格した者に対して、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において、日本スポーツ少年団指導者制度に基づく「スポーツ少年団認定員」として認定し、認定証、認定員章および指導必携書を交付する。併せて「公益財団法人日本体育協会公認スポーツリーダー」資格を付与する。
- (2) スポーツ少年団未登録の参加者に対しては、本年度もしくは次年度の指導者登録を確認できた場合のみ、資格認定を行う。
- (3) 上記認定にあたっては、日本スポーツ少年団において認定料を必要としない。
- (4) 講習会終了後、都道府県スポーツ少年団は日本スポーツ少年団へ、所定様式により事業報告と修了者および認定者を報告しなければならない。
- (5) 本事業とは別に、各都道府県スポーツ少年団が独自に実施する養成講習会についても、「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づく内容を満たす場合は、所定様式による事前申請により、日本スポーツ少年団との共催を認め、修了者に対して「スポーツ少年団認定員」の認定と、併せて「公益財団法人日本体育協会公認スポーツリーダー」資格の付与を行うことができる。

～スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン～

暴力 0 (ゼロ) 心でつなぐスポーツの絆